

越谷市地域公共交通協議会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 協議会の傍聴を希望する方は、協議会の開催予定時刻の45分前から15分前までに受付手続きを済ませ、協議会の長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着で行います。したがって、定員（10名）になりしだい受付を終了します。

2 協議会の秩序維持

- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 協議会を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないこと。